

港区告示第四百四十五号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、シャトー赤坂マンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和八年四月二十日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

シャトー赤坂マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

シャトー赤坂

(二) 敷地の区域

東京都港区赤坂六丁目五百十六番

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区赤坂六丁目五百十六番

四 事業施行期間

令和八年四月二十日から令和十三年九月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地 神保町三井ビルディング五階

六 設立認可の年月日

令和八年四月二十日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

組合事務所及び施行マンション又は施行再建マンションの敷地内の掲示板に掲示し、

特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和八年五月十九日